

資料4

いじめの防止等のための京丹後市の取組

～令和6年度いじめの防止等のための
活動計画(案)～

京丹後市いじめ問題対策連絡会議
令和6年度第1回代表者会議

令和6年6月6日(木)

令和6年度いじめの防止のための重点目標

- ・ いじめの増減のみにとらわれず、児童生徒一人ひとりの状況やいじめの内容について、丁寧な分析と対応を推進
- ・ 身近な相談窓口の設置と相談体制の充実化
- ・ 児童生徒の自己肯定感を育むための教育プログラムの実施

◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1)-① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
活動内容	道徳教育・人権教育の推進
目 的 概 要	各学校では、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進し、SOSを出しやすいクラスの雰囲気を醸成する。 ●取組内容：校内研修、児童実態交流、人権作文・標語・発表会の取組、人権旬間・週間・月間の取組、道徳・人権公開授業、異学年交流、児童会・生徒会活動の取組、HR指導、ストレスマネジメント講座、SOSの出し方教室、自己肯定感を育む教育プログラム、情報モラル研修など
令和6年度 予算措置	保幼小中一貫教育推進事業 予算措置：6,356千円内 各学校の丹後学等教育活動実践事業 予算措置：2,595千円内

◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1)-③ いじめ防止のための教職員の資質能力向上
活動内容	教育相談担当者研修会、教職員を対象としたグループコンサルテーション
目 的 概 要	担当指導主事と臨床心理士にて教育相談担当者の研修を年に3回行い、教職員のカウンセリング能力の向上を推進する。また、グループコンサルテーションを各学校にて適宜開催し、教職員が児童生徒の不登校やいじめ等、学校不適応への対応について専門的に学び合う機会を設ける。 ●実施年度：令和6年度 ●対 象：教育相談担当教員、心の教室相談員等の教職員 ●取組内容：教育相談担当者研修会を年度内3回実施する。 グループコンサルテーションについては臨床心理士が各学校へ出向き、児童生徒の観察、発達検査の実施、保護者との面談等と合わせ、要望に応じ適宜開催する。
令和6年度 予算措置	就学支援・教育相談事業 予算措置：445千円内(発達検査備品や消耗品の購入費等)

◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1)いじめの防止
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	「いじめ防止推進月間」の設置(毎年11月)
目 的 概 要	「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを踏まえ、市が一体となっていじめの問題を克服するため、毎年11月を「いじめ防止推進月間」と位置付け、啓発活動などのいじめの防止等の取組を重点的に実施し、市民の意識の高揚を図る。 ●実施年度：令和6年度 ●取組内容：①いじめ防止講演会(9月～12月頃の実施検討) ②街頭キャンペーン ③啓発グッズ等の配布 ④懸垂幕の設置(峰山庁舎ほか) ⑤広報紙、市Facebook、FMたんご等による啓発 ※各学校では重点的にいじめ防止等のための取組を推進
令和6年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：75千円(啓発等に係る費用)



◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1)いじめの防止 (4)地域や家庭との連携
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	いじめ防止講演会
目 的 概 要	保護者や市民がいじめの問題について正しい理解をより深め、市が一体となっていじめの問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止講演会を開催し、学校、家庭、地域社会の一層の連携強化を図る。 ●実施年度：令和6年度 ●実施時期：日 時:令和6年9～12月頃を予定 場 所:アグリセンター大宮 多目的ホール ●取組内容：いじめに関する講演 ●講 師：調整中
令和6年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：70千円(講師謝金および実費弁償)



◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1)いじめの防止
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	街頭キャンペーンの実施
目 的 概 要	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市内の主要店舗など市民の出入りが多い場所において街頭キャンペーンを実施する。 ●実施年度：令和6年度 ●実施時期：「いじめ防止推進月間」に合わせて実施 日 時:11月 場 所:未定 ●取組内容：街頭キャンペーンによる啓発グッズ等の配布 ●参 加 者：学校教育課・市民課
令和6年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：5千円(啓発グッズに係る消耗品費)



◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1)いじめの防止
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	懸垂幕の設置
目 的 概 要	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市役所各庁舎へ懸垂幕を設置する。 ●実施年度：令和6年度(平成26年度～) ●実施時期：11月の「いじめ防止推進月間」に合わせて設置 (11月1日～30日の30日間) ●設置場所：峰山庁舎ほか
令和6年度 予算措置	予算措置：無し



◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(1)いじめの防止
方針項目	(1)-⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	広報紙等による啓発
目 的 要 概	いじめの問題等の正しい理解の普及啓発を図るため、市広報紙、市Facebook、FMたんご、防災無線等を活用し、いじめの問題や防止等の取組について広く市民に周知する。 ●実施年度：令和6年度(平成28年度～) ●取組内容：秘書広報広聴課と連携し、市広報紙、市Facebook、防災無線等を通じていじめ問題について正しい知識を啓発するとともに、いじめ相談専用ダイヤル、いじめ防止講演会等の市の取組について広く市民に周知を行う。
令和6年度 予算措置	無し(市の広報誌にて特集ページを組む等の啓発活動に取組む)



◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(2)いじめの早期発見
方針項目	(2)-① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	SNS相談および電話相談窓口の設置
目 的 要 概	いじめの問題に悩む児童生徒が相談できるSNS相談窓口を開設し、電話相談(フリーダイヤル)と合わせ相談に応じるとともに、問題事象に対する迅速な対応および早期解決に向けた支援を行う。 ●実施年度：令和6年度(電話相談は平成26年度より実施) ●内 容：京丹後市こどもSNS相談 (9月より一人一台タブレットを用いたSNS相談へ移行予定) 相談専用フリーダイヤル 0120-889-061 (24時間・365日) ●その他窓口 ・24時間子供SOSダイヤル(文部科学省 0120-0-78310) ・ヤングテレホン(京都府警察 075-551-7500) ・子どもの人権110番(法務省 0120-007-110)
令和6年度 予算措置	いじめ・不登校防止対策等総合推進事業 予算措置：792千円(SNS相談およびフリーダイヤルに係る設置費用)



◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	心の教室相談員の配置
目 的 概 要	児童生徒の悩みや不安、ストレス等を解消するため、悩みを気軽に話せたり、不安を和らげたりすることができる第三者的な立場の相談員を配置し、児童生徒が心にゆとりを持って学校生活を送ることができるよう支援する。 ●実施年度：令和6年度(毎年度実施中) ●配置人数：市内6中学校すべてに1名ずつ相談員(会計年度任用職員)を配置 ●勤務時間：7時間/週5日 ※府配置のスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーとも連携し、各中学校にて校内フリースクールに準じた別教室での対応を進める。
令和6年度 予算措置	中学校スクールサポーター等設置事業 予算措置：20,528千円(心の教室相談員6名分の人件費)

◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	教育相談の充実
目 的 概 要	こども園、保育所、小中学校における教育相談機能の充実を図るため、臨床心理士による教育相談、発達検査、コンサルテーションの実施等の専門的支援を行う。 ●実施年度：令和6年度(毎年度実施中) ●相 談 日：毎月第3・4金曜日の午後(市民向け) 随時実施(各園所、小中学校) ●対 象 者：児童生徒および保護者、各園所、各小中学校の教職員等
令和6年度 予算措置	就学支援・教育相談事業 予算措置：445千円(発達検査備品や消耗品の購入費等)

◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2)-② 定期的な実態把握
活動内容	児童生徒向け「いじめのアンケート調査」
目 的 概 要	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、学期ごとに全児童生徒を対象とした「いじめ調査」を実施し、いじめの実態や態様を確実に把握することにより早期発見・早期対応に繋げる。 ●実施年度：令和6年度(平成25年度より毎年実施) ●調査対象：市内小中学校に在籍する児童生徒 ●調査方法：アンケート及び聞き取り調査 ●調査回数：学期ごとに年3回実施
令和6年度 予算措置	各小中学校にて年に3回実施

◆令和6年度いじめの防止等のための活動計画(案)◆

基本方針	(3) いじめへの対処
方針項目	(3)-② インターネットやスマートフォンを利用したいじめ(ネットいじめ)への対応
活動内容	インターネットモラル研修会
目 的 概 要	情報化社会が進展する中、インターネット上の誹謗中傷やいじめが問題となっていることから、スマートフォン、タブレット、ゲーム端末等を利用した児童生徒のインターネット利用の現状を理解し、児童生徒が情報モラルを身に付けることができる指導を充実させるため、学校関係者を対象に研修会を実施し、指導力の向上を図る。 ●令和6年度についても、リアルタイム、オンデマンド研修などの開催の実施を予定する。
令和6年度 予算措置	予算措置：無し